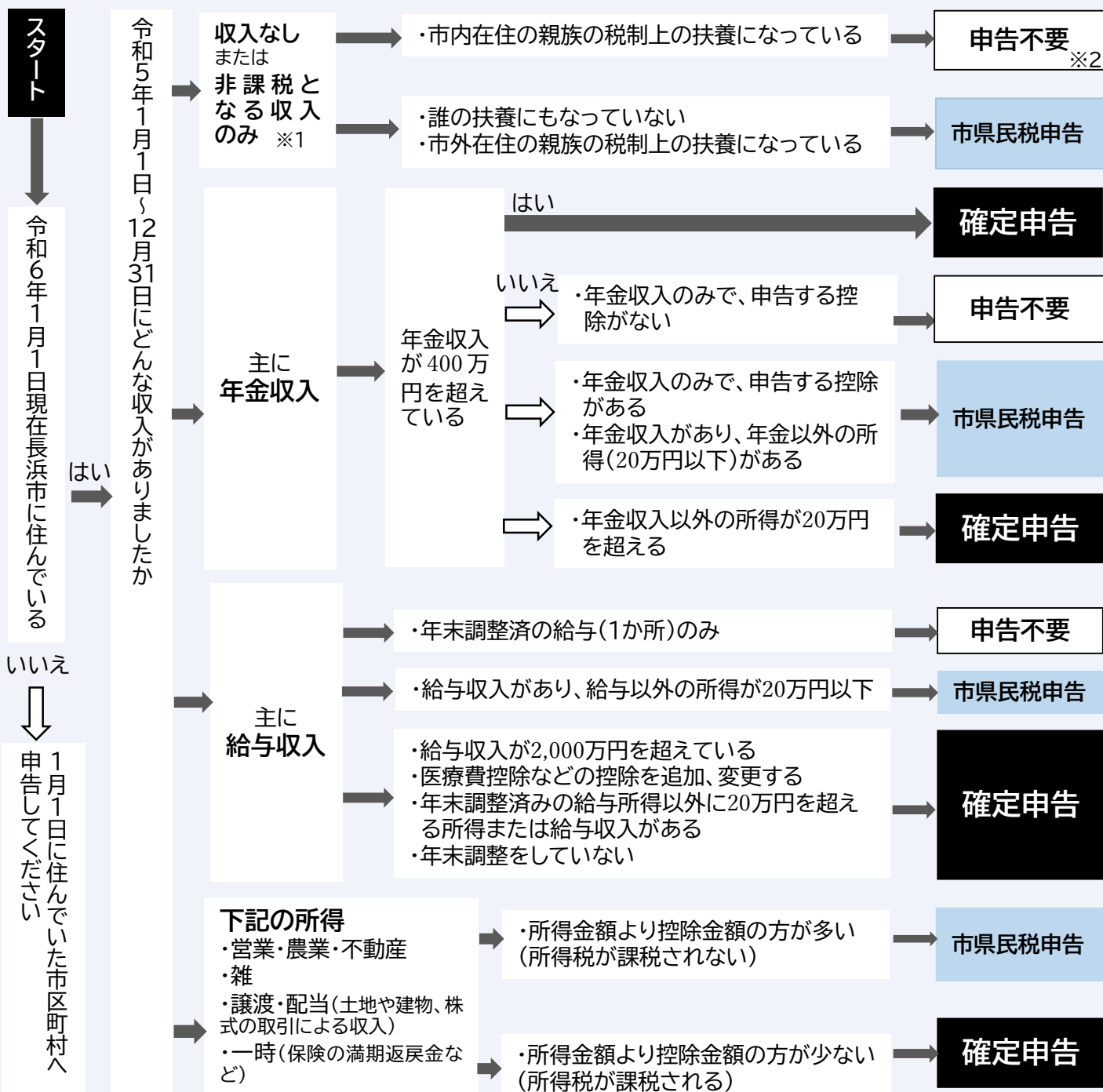


申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か市県民税申告かを簡易的に判断できます。
 ※確定申告を済ませられた方は、市県民税の申告は不要です。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金などがあります。

※2 税証明を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

上記で「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受ける方は確定申告をする必要があります。

◆次に該当する方は長浜税務署で申告してください。

- ①営業・農業・不動産所得の売上が1,000万円以上または青色申告をする方
- ②住宅借入金等特別控除(初年分)を受ける方
- ③分離課税(土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告をする方
- ④損失の繰越申告、繰越控除の申告をする方
- ⑤雑損控除を適用する方
- ⑥準確定申告(お亡くなりになった人の申告)をする方
- ⑦過年分(令和4年以前)の申告をする方
- ⑧国外居住親族に係る扶養控除を適用する方
- ⑨インボイス登録事業者の方(消費税の申告義務がある方)



【問合せ】長浜税務署 ☎62-6144